

特定非営利活動法人うぐいすリボン

令和6年度事業報告書

今年度の「表現の自由に関する啓発事業」（定款に定める特定非営利活動に係る事業）として、不特定多数の受益者を想定した次の事業を実施した。

① いわゆる「金融的検閲」についての問題提起

クレジットカード会社が、特定の題材の電子書籍等について書店に取扱いをしないように求めている問題（いわゆる「金融的検閲」）が、今年度は顕在化したこともあり、これを表現の自由の今日的課題であるという認識のもとで、年度を通してこの問題に注力し、関係者との会議を重ねて今後の対応を検討した。

また、一般に向けてこの問題を周知するためのイベントとして、経済産業省の消費者政策研究官でもある境真良氏を講師に招いて、ZOOMウェビナー「電子書籍ストア等で相次ぐクレカ決済停止問題～情報法制と消費者保護法制の観点から解決策を探る～」を6月8日に開催した他、12月3日には参議院議員会館において「クレジットカード会社等による表現規制「金融検閲」問題を考える」と題した院内集会を実施。また、3月6日には、規制の主体がアメリカのクレジットカード会社であることから、国際法の論点についても検討するため、デイビッド・ケイ氏の来日に合わせ、カリフォルニア大学アーバイン校の国際司法クリニックと共同でシンポジウム「金融的検閲と表現の自由」を開催した。また日本弁護士会や日本ペンクラブの専門会合等で、金融的検閲の現状を紹介するなどの活動も行った。

② 「不健全図書」「有害図書」の名称問題への対応

青少年健全育成条例による図書の指定に際し、青少年への提供等が制限される図書についてステigma化がなされることのないよう、「不健全」「有害」等の文言を改めて、より中立的な用語にすることを求めるという漫画家等の動きを支援した。東京都庁及び大阪府庁で中立的な用語への置き換えが実施されることになったため、それらについて一般向けに解説するため、「国際マンガ・アニメ祭」に合わせてセッティングされた指定図書制度をテーマとするシンポジウムに登壇をしたり、新聞にコメントするなどの対応を行った。

③ その他

インターネット上の誹謗中傷への対応のあり方についての国際シンポジウムを7月28日に開催した。また、台湾における創作表現規制問題についての状況を紹介するための講演動画を11月に公開した。

令和6年度の特定非営利活動に係る事業には、理事とボランティアの合計6名が従事し、支出の合計は6,031,503円であった。一定の啓発成果があったと考えている。